



2024年2月22日

各位

会社名 株式会社グローバル・リンク・マネジメント  
代表者名 代表取締役社長 金 大伸  
(コード番号：3486 東証プライム市場)  
問合わせ先 人事総務部長 松尾 しのぶ  
(TEL. 03-6415-6525)

(開示事項の変更) 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年12月18日開催の取締役会において、2024年3月28日開催予定の当社第19回定時株主総会に定款の一部変更を付議することを決議いたしました。本日開催の取締役会において、下記のとおり、定款の一部変更の付議内容を変更し、付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

2023年12月18日付の決議内容については2023年12月18日付「定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 定款変更の理由

2023年12月18日開催の取締役会において決議した現行定款第2条(目的)の変更に加え、現行定款第13条(招集権者及び議長)、第20条(代表取締役及び役付取締役)、第21条(取締役会の招集権者及び議長)及び第38条(剰余金の配当の基準日)を以下の理由から変更を付議いたします。

- (1) 当社事業内容の今後の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 業務執行責任の明確化を図り、監督と経営執行の分離を強化するため、現行定款第20条(代表取締役及び役付取締役)に定める役付取締役を代表取締役社長のみとし、執行役員に基づく役員により役付する体制に移行するものであります。  
また、第20条の変更に伴い、第13条(招集権者及び議長)及び第21条(取締役会の招集権者及び議長)につきましても変更するものであります。
- (3) 現行定款第38条(剰余金の配当の基準日)につきまして、記載を中間、期末の順に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、第2条の変更案は、2023年12月18日付「定款の一部変更に関するお知らせ」の内容から変更ございません。

(下線部分は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 (現行どおり)
1～13. (条文省略)	1～13. (現行どおり)

<p>14. 商業施設、店舗、旅館、ホテルなどの企画、経営及びコンサルティング業務</p>	<p>14. 商業施設、店舗、旅館、<u>サウナ、スポーツクラブ、飲食店、ホテルその他の宿泊施設及び有料老人ホーム</u>などの企画、<u>運営、管理、経営及びコンサルティング業務</u></p>
<p>15.～17. (条文省略) (新設)</p>	<p>15.～17. (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>18. <u>コンピュータ・システム、コンピュータ・ソフトウェア、デジタルコンテンツの設計、開発、制作、製造、販売、リース、賃貸、運用、保守管理及び輸出入</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>19. <u>人工知能に関する研究、企画、開発、販売及び保守</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>20. <u>コンピュータ・ハードウェア、電気機械機器、電気通信機器、情報通信機器及び各種端末機器、周辺機器の設計、製造、販売、運用、保守、修繕及び輸出入</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>21. <u>著作権、工業所有権、ノウハウその他の知的財産権の取得、利用方法の開発、使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>22. <u>電気通信事業</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>23. <u>有料職業紹介事業及び労働者派遣事業</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>24. <u>各種マーケティング事業</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>25. <u>農作物の生産、加工、貯蔵、運搬及び販売</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>26. <u>風力・太陽光・地熱の利用等による発電並びに電気・熱の供給に関する事業</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>27. <u>企業の営業譲渡、資産売却、資本参加、業務提携及び合併等に関する仲介、斡旋</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>28. <u>倉庫業、梱包業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱業、旅客自動車運送事業、港湾運送関連事業、通関業</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>29. <u>前各号に関する企画、調査、研究、研修及びコンサルティング事業</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>30. <u>子会社及び関連会社等の事業活動の経営管理又はこれらに対する経営指導、コンサルティング業務若しくはアドバイザー業務の提供等</u></p>
<p>18. 前各号及び下記事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式又は持分等を所有することにより、当該会社等による事業活動の管理、指導、支援、支配 宅地建物取引業、不動産及び不動産証券化商品に関する投資助言・代理業及び投資一任契約に係る業務、投資法人資産運用業及び投資信託委託業並びにそれらに付帯関連する一切の業務</p>	<p>31. (現行どおり)</p>

19. 前各号に付帯関連する一切の業務	32. (現行どおり)
(招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、 <u>代表取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>代表取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役1名を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって <u>取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u>	(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役社長1名を選定し、 <u>その他に代表取締役を定めることができる。</u> (削除)
(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役社長</u> がこれを招集し、その議長となる。 ② <u>代表取締役社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
(剰余金の配当の基準日) 第38条 当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年 <u>12月31日、6月30日</u> とする。 ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	(剰余金の配当の基準日) 第38条 当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年 <u>6月30日、12月31日</u> とする。 ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### 3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年3月28日(木)  
定款変更の効力発生日 2024年3月28日(木)

以 上